

三次市会計年度任用職員受験案内

職種の概要	医師事務作業補助員				
	病院勤務医の業務負担を軽減し、診察に専念できる環境をつくる目的で設置する職であり、医師の事務作業補助業務（診断書，証明書，その他医師が作成する書類），受診予約変更電話対応などを担います。				
医師事務作業補助員（有資格者）	医師事務作業補助員（有資格者）				
	上記の職のうち、医療事務に係る資格を有している場合は、有資格者として専門的な知識を活かし、より高度な医師事務作業補助業務などを担います。				
募集人数	（医師事務作業補助員（有資格者）を含む募集人員） フルタイム：9人程度，パートタイム：8人程度				
申込受付期間	令和6年2月9日（金）午前8時30分から 令和6年2月20日（火）午後5時15分まで				
業務内容	診断書等の文書作成補助，診療記録への代行入力，診療に関するデータ整理，院内がん登録等の統計・調査業務，受診予約変更電話対応，医師診療補助など				
受験資格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">医師事務作業補助員</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年4月1日に採用可能である人 2 フルタイム（週38時間45分）又はパートタイム（勤務時間は応相談）の勤務が可能である人 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">医師事務作業補助員（有資格者）</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年4月1日に採用可能である人 2 フルタイム（週38時間45分）又はパートタイム（勤務時間は応相談）の勤務が可能である人 3 医療事務に係る資格を有する人 </td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p> <p>(2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p>	医師事務作業補助員	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年4月1日に採用可能である人 2 フルタイム（週38時間45分）又はパートタイム（勤務時間は応相談）の勤務が可能である人 	医師事務作業補助員（有資格者）	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年4月1日に採用可能である人 2 フルタイム（週38時間45分）又はパートタイム（勤務時間は応相談）の勤務が可能である人 3 医療事務に係る資格を有する人
医師事務作業補助員	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年4月1日に採用可能である人 2 フルタイム（週38時間45分）又はパートタイム（勤務時間は応相談）の勤務が可能である人 				
医師事務作業補助員（有資格者）	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年4月1日に採用可能である人 2 フルタイム（週38時間45分）又はパートタイム（勤務時間は応相談）の勤務が可能である人 3 医療事務に係る資格を有する人 				
受験手続	<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) 返信用封筒 後日受験票を送付しますので、申込者自身の宛て先（郵便番号，住所及び氏名）を明記し，84円分の切手を貼った長形3号封筒（12.0cm×23.5cm）を同封してください。 <p>※医師事務作業補助員（有資格者）を受験する場合のみ 受験資格3を満たすことが分かる書類の写しを提出してください。</p>				

	<p>2 提出方法・期限</p> <p>(1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。</p> <p>(2) 郵送 提出書類を角形2号封筒(24.0 cm×33.2 cm)に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込(医師事務作業補助員)」,または「採用試験申込(医師事務作業補助員(有資格者))」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください(申込受付期間内必着)。 ※提出された書類等はお返ししません。</p>			
受験票の交付	受験票は、申込時に提出された返信用封筒により、令和6年2月22日(木)までに発送する予定です。令和6年2月27日(火)までに届かない場合は、問合せ先へご連絡ください。			
試 験	日 時	令和6年2月29日(木)		
	場 所	市立三次中央病院2階会議室(三次市東酒屋町10531)		
	方 法	面接試験(個人ごとの面接による口述試験,約10分)		
	携 行 品	受験票		
審 査 ・ 合 格 ～ 採 用	審 査	合格については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。		
	合 格 発 表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合格の結果を文書で通知します。なお、電話での合格の問い合わせにはお答えできません。		
	名 簿 登 載 (職 種 別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和7年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。		
	採 用 決 定	採用候補者名簿登載者を令和6年4月1日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。		
個人情報の 取 扱 い	履歴書(申込書)等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。			
主 な 勤 務 条 件	任 用 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※条件付採用期間有		
	勤 務 場 所	市立三次中央病院		
	勤 務 時 間	フルタイム	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (休憩60分)	
		パートタイム	1日につき7時間45分まで ※勤務日及び勤務時間は応相談 ※1日につき4時間を超える勤務を定める場合は休憩時間60分有	
			※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有	
休 日	土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3) ※振替有 ※パートタイム勤務者について、週勤務時間の割振りによっては指定休有			
休 暇 制 度	年次有給休暇, 特別休暇(有給・無給)ほか			

	<p>給料・報酬</p>	<p>◆医師事務作業補助員</p> <p>フルタイム (行政職給料表 1-11 号給) 月額 167,900 円</p> <p>パートタイム</p> <p><u>週勤務時間数の定めがあるとき</u> フルタイムの給料月額を基に、週勤務時間数の定めに応じて報酬月額を決定します。</p> <p><u>週勤務時間数の定めがないとき</u> 日額報酬又は時間報酬による実績支払いとします。 日額報酬 8,424 円 (時間単位で勤務する場合：1,087 円)</p> <p>◆医師事務作業補助員 (有資格者)</p> <p>フルタイム (行政職給料表 1-17 号給) 月額 173,900 円</p> <p>パートタイム</p> <p><u>週勤務時間数の定めがあるとき</u> フルタイムの給料月額を基に、週勤務時間数の定めに応じて報酬月額を決定します。</p> <p><u>週勤務時間数の定めがないとき</u> 日額報酬又は時間報酬による実績支払いとします。 日額報酬 8,726 円 (時間単位で勤務する場合：1,126 円)</p> <p>※上記金額には給料 (又は報酬) の調整額を含みます。 ※年度途中で増減する可能性有</p>
	手当制度	<p>時間外勤務手当, 休日勤務手当, 通勤手当, 期末手当※ほか ※定められた週勤務時間数が支給要件未満である場合や、週勤務時間数の定めがなく、勤務実績が支給要件未満である場合は、支給されません。</p>
	福利厚生	<p>健康保険 (市町村職員共済組合短期組合員), 厚生年金保険, 雇用保険, 災害補償等 ※健康保険・厚生年金保険・雇用保険について、定められた週勤務時間数が加入要件未満である場合や、週勤務時間数の定めがない場合は、適用しません。 ※フルタイム勤務者が一定の要件に該当した場合は雇用保険被保険者資格を喪失し、市町村職員共済組合一般組合員の資格を取得します。</p>
	服 務	<p>次に掲げる服務規程が適用されます。 フルタイム : 地方公務員法第 30 条から第 38 条の規定 パートタイム : 地方公務員法第 30 条から第 37 条の規定</p>
	分限・懲戒	<p>地方公務員法第 28 条 (分限) 及び第 29 条 (懲戒) の規定が適用されます。</p>
申 込 ・ 問 合 せ 先	<p>〒728-8502 三次市東酒屋町 1 0 5 3 1 番地 市立三次中央病院 三次市市民病院部医事課医事係 会計年度任用職員事務担当 TEL 0824-65-0101 (代表) FAX 0824-65-0159 受付時間：月～金曜日の 8：30～17：15 (祝日を除く)</p>	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。